

# 人材紹介業務の運営に関する規定

事業所名 株式会社エボラブルアジアエージェント

## 第1：求人

1. 当社は、取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金 労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、申込み下さい。直接来所出来ない時は、郵便、電話、ファックス、電子メール 又は本所ホームページからの申し込みでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示して下さい。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外により明示して下さい。

## 第2：求職

1. 当社は、取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人又はその代理人が直接来所されて、申込み下さい。直接来所出来ない時は、郵便、電話、ファックス、電子メール又は 本所ホームページからの申込みでも差し支えありません。

## 第3：紹介

1. 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就く事ができるよう責任を持って紹介に努めます。
2. 求人者には、そのご希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
3. 紹介に際しては、求職者に、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には 電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職者を求人者に紹介する場合には、推薦状を発行し紹介手続きを行います。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとる為、同盟罷業又は作業封鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求職者から手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。
8. 紹介した求職の方に対し、就業した日から2年間、当社から転職勧奨は致しません。

#### 第4：その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、迅速、適切に対応致します。
2. 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。また、当社職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヶ月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
5. 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくお尋ね下さい。

## 取扱い職種の範囲等の明示

株式会社エポラブルアジアエージェント  
代表取締役 金 明正

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。ご不明点がございましたら、担当までお問い合わせください。

### 求職者の皆さまへ

#### 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）  
取扱い地域の範囲：国内全域、ベトナム社会主義共和国、台湾、インド、  
中華人民共和国香港特別行政区

#### 手数料に関する事項

求職者の方へ求職受付の際は、手数料は一切申し受けいたしません。

#### 求職者情報の取り扱いに関する事項

求職者情報の取扱いは、紹介責任者となります。  
求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

#### 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の金明正です。  
取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

#### 苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の金明正です。  
苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

## 取扱い職種の範囲等の明示

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。ご不明点がございましたら、担当までお問い合わせください。

### 求人者の皆さまへ

#### 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）  
取扱い地域の範囲：国内全域、ベトナム社会主義共和国、台湾、インド、  
中華人民共和国香港特別行政区

#### 手数料に関する事項

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

理論年収 x 最大 35%（手数料負担は求人者）

※手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途契約書等にて取り交わすものとなります。

※理論年収：月額固定給×12+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

（ただし、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。）

※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

#### 求人者情報の取り扱いに関する事項

求人者情報の取扱いは、紹介責任者となります。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りません。

#### 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の金明正です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく

行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

#### 苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の金明正です。

#### 返礼金制度に関する事項

返戻金制度は以下の通りでございます。

なお、求人者と弊社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

入社日から起算して1ヵ月以内 手数料の80%相当額

入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内 手数料の50%相当額

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。その他、本所の業務についてご不審点は、係員におたずねください。